

後期高齢者医療保険からのお知らせ

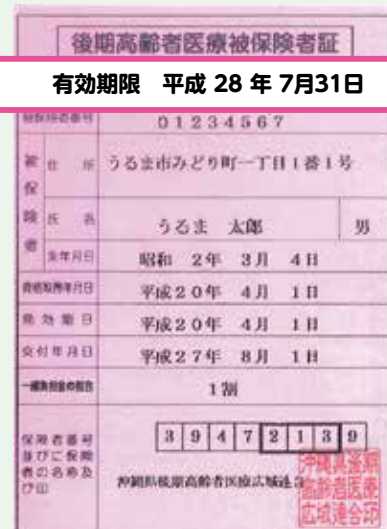
保険料の納付や被保険者証の切り替えが始まります。

★後期高齢者医療被保険者証は、8月から新しい被保険者証に切り替わり、有効期限が平成28年7月31日になります。平成27年6月30日までに保険料を完納した方は、新しい被保険者証を7月中旬以降順次郵送いたします（窓口での切替はしていません）。

★保険料を滞納している方、または事前に窓口受取を希望し申請されている方は、平成27年7月31日までにうるま市役所本庁（具志川庁舎）国民健康保険課老人医療係窓口で被保険者証の切り替えをお願いいたします。

★平成27年度の後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月上旬に送付いたします。最寄りの金融機関やゆうちょ銀行（郵便局）にて納めてください。なお、納付通知書に「あなた様の保険料は預金口座振替です」と記載されている方は、納付通知書に記載されている口座振替日に、ご登録されている口座から保険料が引き落とされますので、金融機関等窓口で納付する必要はありません。また、保険料が年金天引されている方には、納付通知書は届きませんが、年金天引額のお知らせ通知（ハガキ）が届きます。

★災害やその他特別な事情により、生活が著しく困難になり、どうしても納付が厳しいときは、納付相談により保険料の減免や分割納付などができる場合があります。滞納のままにせず、お早めにご相談ください。



限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請ができます。

住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）に該当される方は、申請により、病院の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証という）」の交付を受けることができます。

【手続き方法】

適用（認定）期間は、申請した月の初日から毎年7月末日までとなります。うるま市役所国民健康保険課後期高齢者医療担当窓口（本庁のみ）で被保険者証・印鑑をご持参のうえ、申請してください。

【過去に減額認定証を取得したことのある方】

所得区分の判定により再申請のお手続きが不要となりました。負担区分低Ⅰ・低Ⅱの方の減額認定証は、被保険者証に同封していますので、ご確認ください。

また、平成26年度中に負担区分低Ⅱの減額認定証を取得してから90日を超える入院をしている場合、申請すると食事代が減額されます。直近3ヵ月分の入院日数の確認できる領収書等をご持参ください。減額は、申請月の翌月から適用されます。

※平成26年度に長期入院該当の減額認定証を交付されていた方も申請が必要になります。

※世帯に税の未申告者がいると所得区分の判定ができないため、減額認定証の交付ができません。所得申告をお願いします。

※減額認定証の交付を受けられる対象かどうかは**お電話でも確認できます**ので、来庁前にまず下記の連絡先までお問い合わせください。